

参加確認型公募に関する契約事務取扱について
(契約事務細則第28条の3第1項ただし書及び第2項で別に
定める件)

[平成28年10月26日付け]

[28農畜機第3586号]

改正 平成29年11月6日付け29農畜機第4021号-8

平成30年12月28日付け30農畜機第5384号

独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則(平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2。以下「事務細則」という。)第28条の3第1項ただし書の別に定める契約及び同条第2項の参加確認型公募を経た上で締結する方式は次のとおりとする。

1. 事務細則第28条の3第1項ただし書の別に定める契約
 - (1) 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき。
 - (2) 電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該プログラム開発者に行わせるとき。
 - (3) 特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合その他の実施者が一の場合における権利の実施を伴う工事、製造その他の請負契約又は物品の買入をするとき。
 - (4) 独立行政法人農畜産業振興機構職員宿舍貸付規程(平成15年10月1日付け15農畜機第140号-1)及び独立行政法人農畜産業振興機構職員宿舍の借上基準(平成15年10月1日付け15農畜機第140号-2)に基づき、新たな宿舍を借上げるとき。
 - (5) 他団体等の共催等による会議等を開催するための会場等を借上げるとき。
 - (6) 官報の公告
 - (7) 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)本部の事務室、地方事務所の事務室及びその付帯施設、並びに(4)の規定により借上げた宿舍の賃貸借の変更及び更新
 - (8) 電気、ガス若しくは水又は電気に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
 - (9) 郵便に関する料金(信書に係るものであって、料金を後納するもの)
 - (10) 法人の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。
 - (11) 競争に付すると、法人において特に必要とする物件を得ることができないとき。
 - (12) 再販価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍を購入するとき。
 - (13) 機構本部、地方事務所及び機構が所有する宿舍の設備等に予見不可能な故障が生じ、業務や職員の日常生活に重大な影響が生じる場合であって、ただちに当該設備等の修理等を行う必要があるとき。
 - (14) 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れにおいて、当初予期し得ない事由の発生により、現在の契約に直接関連する契約が追加的に必要となっ

た場合であって、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利と認められるとき。

(15) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。

(16) 慈善のための設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借入れ又は慈善のための設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

(17) 前各号に掲げるものに準ずると認められるとき。

2. 事務細則第28条の3第2項の参加確認型公募を経た上で契約を締結する方式

(1) 随意契約等審査委員会への諮問

事務細則第28条の3第1項により参加確認型公募（以下「公募」という。）を行おうとする場合には、随意契約を行おうとする契約の相手方（以下「特定事業者」という。）を特定した上で、(2)の公告前に事務細則第28条の4の規定に基づき随意契約等審査委員会に諮るものとする。

(2) 公募の公告

契約事務責任者は、公募を行う場合は、公募に係る応募期限の前日から起算して少なくとも10業務日前に、次の各号に掲げる事項について、掲示及びホームページ登載により行うものとする。

① 公募に付する事項（件名、調達の招請等）

② 履行期限（履行期間）及び履行場所

③ 公募に応募する者に必要な資格等に関する事項

④ 応募方法

⑤ 競争入札に移行する場合の入札方式（総合評価落札方式か否か。）

⑥ その他必要な事項

(3) 応募を行う者から提出を求める書類等

契約事務責任者は、公募に応募する者（以下「応募者」という。）に、次の各号に掲げるものを提出させるものとする。

① 意思表示に係る書類（参加意思確認書）

② 会社概要

③ 公募に応募する者に必要な資格等に関する書面

④ その他必要な事項

(4) 公募審査委員会

① 契約事務責任者は、公募の審査を行うに当たり、あらかじめ公募審査委員会（以下「委員会」という。）を設置して審査を行うものとする。

② 委員会の委員長は契約事務責任者とし、委員は、担当課のほか、経理課等の管理関係課の役職員を含めて構成するものとする。また、審査に当たり、高度な専門的知見等を要する場合は、必要に応じて外部有識者等に委員を委嘱することができるものとする。

③ 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決議するものとし、可否同数の場合は委員長がこれを決するものとする。

(5) 委員会は、応募者が(2)③の資格等を満たすか否かについて審査し、競争入札に参加することの可否（以下、可とされた者を「合格者」、否とされた者を「不合格者」という。）について決定する。

(6) 特定事業者との契約手続

契約事務責任者は、応募者がいない場合又は応募者があっても委員会の審査の結果、合格者がいない場合は、直ちに特定事業者との契約手続に移行するものとする。

(7) 不合格者への通知等

契約事務責任者は、委員会の審査の結果、不合格者がいる場合は、速やかに不合格者に対し、不合格となった理由を付して書面で通知するものとする。

(8) 競争入札の実施

契約事務責任者は、委員会の審査の結果、一以上の合格者がある場合は、速やかに特定事業者及び合格者に対して、競争入札を行う旨を通知するものとする。通知には、契約条項を示す場所、入札の日時及び場所、入札保証金に関する事項並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(9) 応募に要する費用負担

応募をするために要した費用は、応募者の負担とする。

(10) 提出された応募書類等の不返還

提出された応募書類等は、応募者に返還しないものとする。

附則（平成28年10月26日付け28農畜機第3586号）

この定めは、平成28年10月26日から施行する。

附則（平成29年11月6日付け29農畜機第4021号-8）

この定めは、平成29年11月6日から施行し、平成29年11月13日から適用する。

附則（平成30年12月28日付け30農畜機第5384号）

この定めは、平成30年12月30日から施行する。